

外来腫瘍化学療法診療料について

- ◆専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置し、患者さんからの電話等による緊急相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ◆急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制の確保を行っています。
- ◆実施される化学療法のレジメン(医療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。
- 外来腫瘍化学療法診療料3の届出を行っている他の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者さんが、緊急時に受診できる医療機関は、自院となっています。
- 当該保険医療機関において化学療法を実施する患者さんに対して、外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っている他の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる医療機関は、自院となっています。

岡谷市民病院 病院長